

次世代型太陽電池の実証を行ってみませんか？

～地域のニーズに合わせた実証を行い、導入効果等を検証する取組を支援します～

令和7年度補正予算

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・推進交付金のうち

地域循環型エネルギーシステム構築

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

事業概要

次世代型太陽電池は、軽量・柔軟であり、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が期待されていることから、農山漁村においても、地域のニーズに合わせた実証を行い、導入効果等を検証する取組を支援する事業

支援対象

協議会（構成員：農林漁業者、知見を有する者及び地方公共団体等）、
地方公共団体、民間団体等

1 推進会議の開催〈必須〉

定額支援

- 農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者及び地方公共団体等の関係者の話し合いに必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援

2 課題解決に向けた調査等〈必須〉

1/2以内、定額支援

- 発電量・電気の利用方法・経済性・安全性・耐久性に関する調査等に必要な人件費、謝金、旅費、計測機器等の借上費などを支援

* 借上費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限り、交付対象。

3 次世代型太陽電池の導入〈必須〉

1/2以内

- 上記2の調査等に必要な次世代型太陽電池の導入に必要な設備費を支援
 - 導入する次世代型太陽電池は、軽量・柔軟といった特徴を有し、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能なもの又は既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリット（架台コストの削減等）が見込まれるものに限る。また、発電効率や耐久性、量産の見込み等を踏まえ、2030年を目途に、その普及が見込まれるものに限る。
 - 農林漁業関連施設等に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる手法により導入するものとし、原則として、農地の耕作面への設置は不可。ただし、架台コストの削減等既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリットが見込まれる場合にあっては、営農型太陽光発電の形式での導入も行うことができる。
 - 発電した電気の地域の農林漁業関連施設等での効率的な利用及び調査等に必要な場合は、可搬式蓄電池も併せて導入できる。

支援内容

要望調査

- 1月26日（月）～2月25日（水） 農林水産省本省必着。
- 都道府県を通じて調査しますので、都道府県の必着期限は都道府県にお問い合わせください。



推進会議について

- 農山漁村における次世代型太陽電池の活用方法を検討するため、都道府県、市町村、次世代型太陽電池の知見を有する者、農林漁業者等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理や発電した電気を農林漁業関連施設等で利用する方法の検討、事業成果のとりまとめ等を実施する。
- 検討で得られた成果等は取りまとめ、報告書の作成を行う。



課題解決に向けた調査等について

- 次に掲げる取組を行う。
 - (ア) 次世代型太陽電池の農林漁業関連施設等への導入に当たり最適な設置手法・設置場所等の調査・検討
 - (イ) 次世代型太陽電池を農林漁業関連施設等へ導入する場合の発電量・電気の利用方法・経済性・安全性・耐久性・農作物の生育等への影響に関する調査・検討
 - (ウ) 推進会議の構成員に対する専門家による指導
 - (エ) 推進会議の構成員による先進地区の視察
 - (オ) その他農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に向け必要な調査・導入効果の検証等



交付率、上限額について

- 交付率は次のとおりとし、上限額は合計で1,700万円。
 - (ア) 「推進会議の開催」「課題解決に向けた調査等」
定額（機械の貸借に係る経費は2分の1以内）
 - (イ) 「次世代型太陽電池の導入」
2分の1以内



発電した電気の利用について

- 発電した電気に関して、FITやFIPによる売電は行わず、地域の農林漁業関連施設等で利用すること。



農林漁業関連施設等について

- 農林漁業関連施設等の主な具体例は次のとおり。
 - (ア) 農業用施設（園芸施設、農業水利施設等）
 - (イ) 林業用施設（木材処理加工施設、特用林産物生産施設等）
 - (ウ) 漁業用施設（漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設等）
 - (エ) 地域で生産された農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設（ジャム等の加工品を製造する施設等）
 - (オ) 主として地域で生産された農林水産物又はその加工品を販売するための施設（直売所、道の駅等）
 - (カ) 地域で生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店（農家レストラン等）
 - (キ) 農林漁業の体験のための施設（農林漁家民宿等）
 - (ク) 農林・漁業用機器（トラクター等）
 - (ケ) 上記の施設に附帯する設備及び機器

問合せ先

要望調査や事業申請については都道府県に、
事業活用上の御不明点等については下記に御相談ください。

北海道農政事務所

生産支援課

☎ 011-330-8536

（北海道）

東北農政局

環境・技術課

☎ 022-221-6193

（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）

関東農政局

環境・技術課

☎ 048-740-5324

（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡）

北陸農政局

環境・技術課

☎ 076-232-4131

（新潟・富山・石川・福井）

東海農政局

環境・技術課

☎ 052-746-1313

（岐阜・愛知・三重）

近畿農政局

環境・技術課

☎ 075-414-9722

（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）

中国四国農政局

環境・技術課

☎ 086-230-4249

（鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知）

九州農政局

環境・技術課

☎ 096-300-6025

（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 食料産業課

☎ 098-866-1673

（沖縄）

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

再生可能エネルギー地域普及班 ☎ 03-6744-1508

みどりの食料システム戦略に関する

農林水産省Webページ

事業の詳細を掲載しています

